

## 社会福祉法人やまびこ福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまびこ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員（当法人施設以外も含む）の場合は支給しない。費用弁償は、報酬としない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

1. 船橋市内の場合 支給しない
2. その他 請求があった場合、交通費として実費相当額を支払う。

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

1. 船橋市内の場合 支給しない
2. その他 請求があった場合、交通費として実費相当額を支払う。

### (会議費用)

第4条 会議の費用を支出することが出来る。会議費用は報酬としない。

1. 会議の飲み物代等。
2. 会議の時間等、必要に応じて、弁当の提供をすることが出来る。

### (改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 付則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和元年6月22日から施行する。